

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 国立市長 濱 崎 真 也

(説 明) 旧本田家住宅等復原工事を施工するに当たり、契約内容の一部を変更する必要があるので、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年4月国立市条例第9号）第2条の規定に基づき、提案するものである。

旧本田家住宅等復原工事請負変更契約の締結について

旧本田家住宅等復原工事請負契約（令和5年9月15日議決、令和7年9月19日変更議決）の一部を下記のとおり変更する契約を締結する。

記

- 1 契約金額 「475,381,500円」を  
「480,214,900円」に変更する。
- 2 工 期 「本契約確定日の翌日から令和8年4月30日まで」を  
「本契約確定日の翌日から令和8年9月30日まで」に変更する。
- 3 変更理由

本工事は、関連する旧本田家住宅便益施設新築工事（以下「関連工事」という。）と完成時期を合わせる必要があるところ、関連工事に設計変更及び工期延長の必要が生じたことから、本工事についても、工期を延長するため、工事請負契約約款第19条第1項に基づき、契約金額及び工期を変更する。